

大津町中小企業・小規模企業 活性化会議について

説明資料

会議や条例の
説明資料です

- 1 大津町中小企業・小規模企業活性化会議の概要…P2～P3
- 2 大津町中小企業・小規模企業振興基本条例の概要…P4～P6
- 3 大津町中小企業・小規模企業振興施策の方向性と取組…P7

1 大津町中小企業・小規模企業活性化会議の概要 ①

1. 設置・開催根拠

「大津町中小企業・小規模企業振興基本条例（第10条）」に基づき設置される会議で、中小企業及び小規模企業の振興施策を調査・審議する。

2. 目的

「基本方針」（条例第4条）に基づき、具体的な振興施策の調査・審議を行い、その実現に努めるため、会議でご意見等を聴取する。（大津町中小企業・小規模企業活性化会議設置規則第2条）

3. 委員選任の考え方

大津町中小企業・小規模企業活性化会議設置規則

第3条 活性化会議は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する委員15人以内をもつて組織する。

- | | | | |
|-----------------------|----|----------------------|----|
| (1) 大津町商工会が推薦する者 | 1人 | (2) 大津町企業連絡協議会が推薦する者 | 1人 |
| (3) 中小企業経営に関する学識を有する者 | 5人 | (4) 消費者又は市民活動団体の代表 | 2人 |
| (5) 大津町議会議員 | 1人 | (6) 行政関係職員 | 3人 |

1 大津町中小企業・小規模企業活性化会議の概要 ②

4. 今年度の開催について

(1) 会議内容

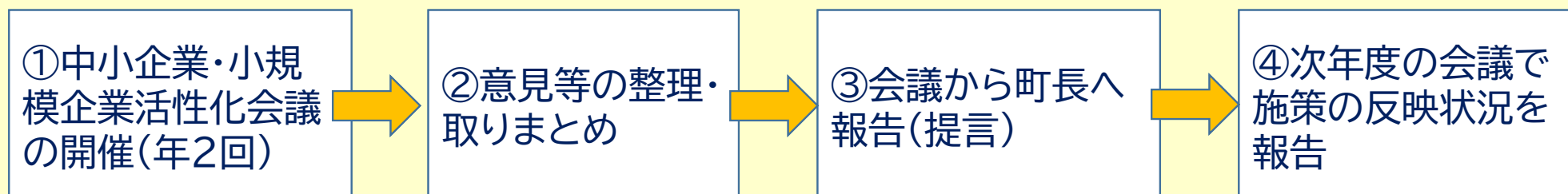
基本方針に基づく中小企業・小規模企業の振興に関する施策等について、大津町中小企業・小規模企業活性化会議に意見を求める。

(2) スケジュール

①会議の開催：年2回を予定。

②町長への報告（提言）：令和6年11月中旬

【参考】会議後フロー



2 大津町中小企業・小規模企業振興基本条例の概要 ①

1. 大津町中小企業・小規模振興基本条例とは

●中小企業・小規模企業の振興の基本となる事項を定め、**中小企業・小規模事業者の健全で持続可能な発展を図ることを目的**として制定されたもの。

●大津町では、この条例を基本に、中小企業・小規模企業の振興を推進している。

2. 基本理念（条例第3条）

- （1）中小企業・小規模企業の**創意工夫及び自主的な努力を尊重**しつつ、関係機関との連携を図り、地域経済の発展と町民生活の向上に寄与
- （2）**地元産品の地元消費及び活用が地域経済活性化に必要**なため、中小企業及び小規模企業がこれらの経済活動を進めるための中核としての役割を担う

2 大津町中小企業・小規模企業振興基本条例の概要 ②

3. 基本方針（第4条）

基本方針に基づき、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を講じる

- （1）中小企業及び小規模企業の**経営基盤の安定及び強化**
- （2）中小企業及び小規模企業の**新産業の創出及び起業支援の促進**
- （3）中小企業及び小規模企業の**人材育成及び雇用の安定の促進**
- （4）中小企業及び小規模企業の**資金調達の円滑化**
- （5）中小企業及び小規模企業に関する**情報の収集及び提供**

2 大津町中小企業・小規模企業振興基本条例の概要 ③

4. それぞれの役割 (条例第5条～第9条)

【商工会の役割】

- ・中小企業等の経営力向上、経営基盤の安定強化等の取組強化
- ・町との連携 等

【中小企業等の役割】

- ・自らの経営基盤の強化・経営革新
- ・地域貢献、地域内経済の活性化 等

【町の責務】

- ・中小企業振興施策の策定、実施
- ・受注機会の増大に努める
- ・町民の理解と各関係機関との協力 等

【大企業の役割】

- ・中小企業等との連携、協力
- ・町の中小企業等振興策に協力 等

【町民の理解と協力】

- ・中小企業等への理解
- ・中小企業等の健全な発展に協力 等

3 大津町中小企業・小規模企業振興施策の方向性と取組

方向性1 経営基盤の安定・強化

取組① 経営向上・安定のための支援

取組② 商店街等の振興

方向性2 創業・起業支援の促進

取組③ 創業支援

取組④ 新たな事業活動の促進

方向性3 人材育成・確保

取組⑤ 人材の育成・確保